

運 営 細 則

第1条（目的）

この運営細則は、JASA-クラウドセキュリティ推進協議会運営規則（以下「運営規則」という。）第2条2項に基づき、運営規則に定めのないJASA-クラウドセキュリティ推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定める。

第2条（組織）

協議会の設立趣意を遂行し円滑な運営を行うために、ワーキンググループを設ける。また、協議会の事務局は、協会事務局が兼務する。

第3条（ワーキンググループ）

- 1、ワーキンググループは、コア会議の承認をもって設置、解散する。
- 2、ワーキンググループは、会員をもって構成する。コア会議が必要と認めた時は、アドバイザをワーキンググループに参加させることができる。
また、オブザーバは、以下の各号のいずれかにより、ワーキンググループに参加ができる。
 1. ワーキンググループからの要請があったとき。
 2. コア会議が認めた時
- 3、ワーキンググループリーダーはコア会議の承認をもって選任する。
- 4、ワーキンググループが必要と認めたときは、コア会議の承認を得て、サブワーキンググループを設けることができる。

第4条（アドバイザ）

運営規則第5条第1項第3号に定めるアドバイザは協議会会員又は事務局の推薦に基づき、コア会議の議決に基づき、協議会長が委嘱する。

第5条（オブザーバ）

- 1、運営規則附則第3項に定める者は、運営規則第5条第1項第2号に定めるオブザーバとして、コア会議の承認に基づき、第3条に定めるワーキンググループ活動に参加できる。
- 2、オブザーバとしての地位は、原則として活動年度末までとする。但し、協議会への貢献が大きい者は、コア会議の議決に基づき、翌年度にその地位を繰り越すことができる。
- 3、運営規則第7条、第8条、第9条の規定は、協議会会員をオブザーバと読み替えて適用する。

第6条（メールによるコア会議の審議）

- 1、次に掲げる場合、コア会議の審議をメールにより行うことができる。
 1. 緊急を要するもので、協議会長が必要と認めたとき。
 2. コア会議にて、メールによる審議を要請されたとき。
- 2、メールによるコア会議の審議は、以下の手順で行う。
 1. 審議事項は事務局で纏め、協議会長の承認のもと、登録されているメールアドレスに送付する。
 2. コア会議メンバーは、送付日から1週間以内、又はそのメールに記載された期日までに可否を回答する。但し、それまでに回答が無い場合は、承認したものとみなす。
 3. 議事結果は、事務局より3日以内にメールにて報告する。但し、次回のコア会議で書面を持って正式に報告するものとする。
- 3、メールによるコア会議の議事は、コア会議メンバー総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4、その他表決権や議事録に関しては、運営規則第30条並びに第31条の定めに従う。

第7条（運営細則の変更）

この運営細則の改定はコア会議決議による。

第8条（その他）

この運営細則に定めのない事項についてはコア会議において別途定める。

附則：この運営細則は、2013年7月25日より適用する。